

水戸市新清掃工場整備・運営事業実施方針（案）骨子について

1 実施方針の策定及び公表について

新清掃工場整備・運営事業の実施に向けて検討を進めている事業の内容や募集方針を明らかにするため、PFI法等の規定に基づく実施方針を策定し、公表します。

2 実施方針の内容について

PFI法の規定により、実施方針に次の各号に掲げる事項を定めます。

(1) 事業内容に関する事項

ア 対象となる公共施設の種類の

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクルセンター（以下「新清掃工場」という。）をいう。）

イ 事業予定地

茨城県水戸市下入野町字南散野地内

ウ 事業方式

DBO（Design：設計，Build：建設，Operate：運営）方式により実施します。

エ 契約の形態

市は、新清掃工場の設計・建設業務及び運営業務を事業者に一括で行わせるため、基本契約を締結します。また、市は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を、主灰資源化事業者と主灰資源化業務委託契約（主灰を外部資源化する処理方式の場合に限る。）を締結します。

オ 事業期間

事業期間については、契約締結日から平成52年3月31日までの約24年間とします。

カ 事業スケジュール（予定）

(ア) 実施方針の公表	平成27年3月
(イ) 入札公告	平成27年7月
(ウ) 落札者の決定	平成27年12月
(エ) 契約の締結	平成28年3月
(オ) 設計・建設工事着手	平成28年3月
(カ) 供用開始	平成32年4月1日
(キ) 契約終了	平成52年3月31日

キ 事業者が行う業務範囲

設計・建設業務及び運営業務

ク 市が行う業務範囲

用地確保，造成工事，事業のモニタリング等

(2) 事業者の募集及び選定に関する事項

ア 事業者の募集及び選定方法

市は、事業への参加を希望する事業者を公募し、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定するものとします。

イ 入札参加者の構成企業の要件

入札に参加しようとする者は、次の(ア)から(エ)の要件を満たす者で構成することとします。

(ア) 建築物の設計・建設を行う者の要件

- ① 一級建築士事務所の登録、特定建設業許可の取得等
- ② 実績

地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成17年4月以降に稼働した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること。

(イ) プラント設備の設計・建設を行う者の要件

- ① 一級建築士事務所の登録、特定建設業許可の取得等
- ② 実績

次に掲げる地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成17年4月以降に稼働した施設に限る。）のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請けとして有すること。なお、ごみ焼却施設の受注実績については2件以上とする。

(a) ごみ焼却施設

ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（焼却方式は、入札参加者が提案する方式と同一方式とし、処理能力200t/日以上かつ複数炉構成とする。）

(b) リサイクルセンター

燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみを処理対象物とするリサイクルセンター

(ウ) 施設の運営を行う者の要件

- ① 必要な資格者の配置
- ② 実績

(イ)②の(a)及び(b)の施設について1年間以上の運転管理実績を元請けとして有すること。

(エ) 主灰の資源化を行う者の要件（主灰を外部資源化する処理方式の場合に限る。）

- ① 業務を実施するために必要な許認可の取得
- ② 主灰の資源化施設について1年間以上の運転実績を有すること。

ウ 評価及び選定

公平性及び透明性の確保を図るため、外部の学識経験者等で構成する水戸市新ごみ処理施設事業者選定評価委員会において、落札者決定基準に従い、入札提案書類の評価を総合評価の方法により行い、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定します。市は、評価委員会の評価結果に基づき、落札者を決定します。

(3) **事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとし、本件施設の設計・建設及び運営の責任については、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

(4) **公共施設の規模に関する事項**

ア 施設の規模

(ア) ごみ焼却施設

- ① 処理方式 入札参加者が提案するストーカ方式（灰溶融）、ストーカ方式（主灰の外部資源化）、シャフト式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式のいずれかの方式
- ② 処理能力 330 t/日（110 t/日×3 炉）
- ③ 余熱利用 蒸気，温水，電力
- ④ 処理対象物 燃えるごみ，可燃残さ，小動物の死骸 等

(イ) リサイクルセンター

- ① 処理方式 破碎，選別，保管
- ② 処理能力 55 t/日（破碎設備：24 t/日，選別設備：31 t/日）
- ③ 処理対象物 破碎設備：燃えないごみ，粗大ごみ，有害ごみ 等
選別設備：びん・缶類，ペットボトル，プラスチック製容器包装
保管設備：紙類，布類 等

(5) **契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

契約の解釈について疑義が生じた場合，市と事業者は誠意をもって協議することとします。

(6) **事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

事業者又は市の責めに帰すべき事由等により，事業の継続が困難となった場合の契約の解除や損害賠償について定めることとします。

(7) **法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

事業者への法制上及び税制上の優遇措置並びに財政上及び金融上の支援は行わないこととします。

(8) **その他特定事業の実施に関し必要な事項**

地方自治法に基づき，建設工事請負契約の締結については，市議会の議決を経ます。